第六号様式別表五の一の表中「第６号様式⑦」を「第６号様式⑦」に、「別表５の２の３㉚若しくは別表５の２の３㉟」を「別表５の２の３㉛若しくは別表５の２の３㊱」に改める。

第六号様式別表五の一記載要領3を次のように改める。

3　「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　法第72条の18の規定によりその例によるものとされる政令第20条の２の13の規定による読替え後の法人税法第59条第１項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑦」とあるのは「(第６号様式⑦－別表10⑨)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒－別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑵　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合に限る。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑦」とあるのは「(第６号様式⑦－別表10㉑)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒－別表10㉑)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑶　法人税法第59条第２項（同項第３号に掲げる場合に該当する場合を除く。）の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑦」とあるのは「(第６号様式⑦－別表11⑫)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑷　法人税法第59条第３項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第６号様式⑦」とあるのは「(第６号様式⑦－別表11⑫)」と、「別表５㉒」とあるのは「(別表５㉒－別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。

⑸　租税特別措置法第59条の２又は第68条の62の２の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表４）の㉜又は法人税の明細書（別表４の２付表）の㊶の欄において損金算入額（減算した金額）がある場合は当該額を加算し、加算した金額（益金算入額）がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。

⑹　租税特別措置法第66条の５の３第１項又は第68条の89の３第１項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書（別表17（２の３））の⑩の欄から㉓の欄を控除した金額又は法人税の明細書（別表17の２⑶付表一）の⑻の計の欄から㉖の欄を控除した金額を記載すること。

⑺　第６号様式別表５の㉖から㉛までの各欄に記載のある法人にあっては、これらの欄の合計額を減算した金額を記載すること。

第六号様式別表五の一の一記載要領3を同表記載要領4とし、同表記載要領2の次に次のように加える。

3　外国の事務所又は事業所（政令第20条の２の19第１項に規定する外国の事務所又は事業所をいう。以下この記載要領において同じ。）を有しない内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなった場合又は特定内国法人（法第72条の19に規定する特定内国法人をいう。）が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなった場合には、「外国における事務所又は事業所の期末の従業者数⑪」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「期末の総従業者数⑫」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）と当該事業年度に属する各月の末日現在における外国の事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数を記載すること。